

特養鎌倉静養館 重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名称	特 養 鎌 倉 静 養 館		
事業所所在地	〒248-0014 神奈川県鎌倉市由比ガ浜4丁目4番30号		
事業者指定番号	1472100252	管理者	施設長 三宅 勝久
電 話	0467-22-8021	FAX	0467-22-8053

2 事業者の定員

入 所 者 数	64人	短期入所利用者数	10人
---------	-----	----------	-----

3 事業所の職員体制

	介護老人福祉施設（短期入所生活介護含む）	
	常 勤（人）	非常勤（人）
管理者	1	
医 師（嘱託）		1
生活相談員	2	
介護支援専門員	1	
機能訓練指導員	1	
介護職員	常時変動はあるものの、 指定基準（入所者：職員＝3：1）は満たしています。	
看護職員	4	3
管理栄養士	1	
事務職員	3	

4 サービス利用料及び利用者負担金

(1)利用料（法定代理受領分） 介護報酬の告示上の額（別紙）

(2)居住費及び食費 （別紙）

(3)その他費用

① 運営規程で定められている費用

- 理・美容代 実費
- 特別食代 自己払い（個人の必要性による）
- 行事食 通常の食費負担を上回る費用
- 健康管理費 インフルエンザ予防接種等に係る費用
- 個別教養娯楽費 入所者の希望による教養娯楽に係る費用

② 通常のサービス提供の範囲を超える費用

通院・入院ともに、協力医療機関の場合及び当事業所から片道5キロ未満の範囲内にある医療機関の場合、無料とし、入所者及びその家族の希望による医療機関(当事業所から片道5キロ以上にある場合)にかかる場合、次の料金をいただきます。

- | | | | |
|---------|--------|---------|--------------|
| ● 通院交通費 | 片道 1 回 | | 3, 0 0 0 円 |
| ● 入退院介助 | 1 回 | 3 時間未満 | 3, 0 0 0 円 |
| | | 4 時間以上 | 6, 5 0 0 円 |
| | | 1 時間増毎に | 1, 0 0 0 円加算 |

③ 入院または外泊した場合にかかる費用

入院または外泊された場合は、施設サービス費に代えて外泊時費用と居室料が（一月に 6 日を限度として）かかります。また、6 日を超えて入院された場合は、第四段階の居室料がかかります。ただしショートステイご利用の方が居室を利用された日をのぞきます。（料金については別紙参照）

5 設備

居 室	1人当たりの最大定員4名・入所者1人当たりの最小床面積8.3㎡	
	個 室 数	4室
	3人部屋数	2室
	2人部屋数	4室
	4人部屋数	14室
その他	食堂及び機能訓練室合計床面積 195.7㎡	
	廊下：片廊下の幅	2.7㎡
	廊下：中廊下の幅	3.0㎡
	建物：延床面積	2,311.4㎡
	構造：耐火建築物	RC地上2階・地下1階

6 交通案内

J R鎌倉駅 乗り換え 江ノ島電鉄 和田塚駅下車 徒歩5分

7 損害保険加入の有無

損害保険加入 あいおいニッセイ同和損保（株）

8 施設サービス概要

施設サービスは、個別の介護度により個別の介護計画に従って援助をします。個別介護計画は、本人の状態に応じて3ヵ月又は6ヵ月ごとに評価し見直します。

- (1) 食事：朝食 7：30～ 8：30 ・ 昼食 11：30～12：30 ・
夕食 17：30～18：30
- (2) 入浴：一般、中間浴、特浴の週当たりの回数 1週間に付き2回
入浴ができない場合は、その都度清拭し、次回入浴とします。
- (3) おむつ交換：下表参照

常時使用者の定時交換回数	4回	夜間のみ使用者の定時交換回数	2回
常時使用者の1日平均の随時交換回数	4回	夜間のみ使用者の1日平均の随時交換回数	2回

- (4) その他：個別介護計画書による。

9 医 療

- (1) 嘱託医師 ふれあい鎌倉ホスピタル 医師
勤務状況 週1回
定期健康診断 年1回

(2) 協力医療機関

ふれあい鎌倉ホスピタル (神奈川県鎌倉市御成町 9-5)

(4) 往診医師

- 内科 月 4 回
- 精神科・歯科 月 2 回
- 耳鼻科 月 1 回
- 眼科 月 1 回
- 皮膚科 月 1 回

10 サービスの方針

特養鎌倉静養館は、法人の事業運営方針である「心のケア」を実現するため、一人ひとりがおたがいの違いを認め合い、人間性を尊重する人を育てます。その豊かな土壌の上に個々のケアプランに沿ったサービスを提供し、チームケアをもって、利用者個々が生き活きと生活することができる「機会」と「場」を提供します。

そのために、「心のこもるケアプランの作成」「適正な援助量の計画」「自立を援助する介護」を行います。

11 身体的拘束その他の行動制限について

特養鎌倉静養館は、介護保険法、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(厚生労働省令)、「身体拘束ゼロへの手引き」(厚生労働省)等に則り、入所者の生命または身体等を保護するために緊急やむをえない場合を除き、入所者に対して 身体的拘束その他の行動制限を行いません。

やむをえず身体的拘束その他の行動制限を実施する場合、特養鎌倉静養館は、その入所者の家族または代理人に面接し、「緊急やむをえない身体拘束に関する説明書」に基づき、詳しい説明を行います。そして、同意していただいたことを示すしるしとして、「緊急やむをえない身体拘束に関する説明書」に、署名および捺印をしていただくこととします。

12 サービス評価・安全衛生・苦情対応

- (1) サービス評価：援助の質に関して、施設による評価・介護相談員による第三者評価を行います。
- (2) 安全衛生：安全衛生の維持・向上に、常に取り組みます。
- (3) 苦情対応：サービスに関する相談・苦情については、次の窓口で対応し、苦情に関しては迅速に誠実に対応します。

苦情対応の窓口

苦情解決責任者 総合施設長 柏木 聡

苦情受付担当者 施設長 三宅 勝久

連絡先 電 話 0467-22-8021

FAX 0467-22-8053

第三者委員 当法人 評議員 岩澤 勝昭 (いわさわ かつあき)

第三者委員 当法人 監 事 長野 邦子 (ながの くにこ)

連絡先 電 話 0467-24-4206

※ 公的機関苦情窓口 次のところにも苦情申し出ができます。

1 鎌倉市役所 鎌倉市健康福祉部介護保険課

電 話 0467-23-3000

2 神奈川県国民健康保険団体連合会（国保連）

電 話 045-329-3447

13 身元引受人

(1) 契約者（利用者）は、本契約上の身元引受人を選任して頂きます。但し、社会通念上、契約者（利用者）に身元引受人を立てることが出来ない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

(2) 身元引受人の役割は次のとおりです。

- ① 事業者に対する経済的責務
- ② 入院等に関する手続き、費用負担、医療方針等の決定
- ③ 契約終了後の契約者（利用者）受け入れ先の確保
- ④ 契約者（利用者）が死亡した場合のご遺体および残置物の引取り等
- ⑤ 面談、その他、契約者（利用者）に関して必要と思われる事項の決定

(3) 身元引受人が役割を果たせなくなった場合、契約者（利用者）は、あらたな身元引受人を立てて頂きます。

令和 年 月 日

入所契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 鎌倉市由比ガ浜4-4-30

名 称 特養鎌倉静養館

説明者 生活相談員 鈴木 泰史 印

入所契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受け、同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____

印

身元引受人 住所 _____

氏名 _____

印

（関係 ）